

柳生南町内会会員の皆様へ

令和 2年10月3日

柳生南町内会

会長 阿部 欣也



## 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う施設の取り扱い等について

標記につきまして、下記のような通達が仙台市太白区長名で各町内会長宛て届いております。

### 【集会所、コミュニティセンターについて】

◇各町内会や運営委員会において運営いただいておりますが、「ガイドライン」の趣旨を踏まえ、市民利用施設と同様の適切な感染予防対策の徹底とともに、利用団体代表者に利用者全員の連絡先の把握をお願いする等のご協力をお願いいたします。

### 【地域における活動・会合等の実施について】

◇地域における活動についても、本市事業の取り扱い同様、屋内の場合は、会場の収容率を50%以内とすることや、以下の留意事項を参考に実施可否等をご検討ください。

- 3つの密(密閉・密集・密接)の徹底回避
- 人と人との間隔の確保
- 参加者の名簿の作成や、連絡先の把握
- 高齢者や基礎疾患のある方の人混み回避
- マスク着用及び咳エチケットの励行
- 手洗いの徹底
- こまめな換気(1～2時間ごとに5～10分)
- 入場者の制限や誘導
- カラオケなどの歌唱や大声での発声、又は近接した距離での飲食や会話は特に留意

### 【柳生南集会所の取り扱いについて】(期間は11月末まで)

1. 検温の実施(開催責任者は参加者全員の検温をして下さい、記録の必要はありませんが本人に測定結果を知らせて下さい。測定器は伊藤管理者宅に2台ありますので会合終了後返却をお願い致します)
  - ◎検温結果体温が37.5度以上の方は会合に参加できませんので、帰宅後かかり付けの医師にご相談下さる様お願い致します。
2. 使用室の人員制限(大ホール：40名以下、和室Ⅰ(東側)：10名以下、和室Ⅱ(西側)：8名以下、洋室：5名以下)
3. 使用者連絡先届の提出(氏名、住所、電話番号)の提出(用紙は伊藤管理者宅にあります)
4. お茶(ボトル入り)以外の飲食の禁止
5. 上記留意事項を守る様お願い致します。
6. 12月以降については、仙台市の意向に従い別途ご連絡致します。

以上

(裏は「柳生南集会所使用者連絡先届」用紙になっております)

# 柳生南集会所使用者連絡先届

申請日 令和 2年 月 日

1. 使用年月日 令和 年 月 日
2. 使用部屋 大ホール、和室Ⅰ（東側）、和室Ⅱ（西側）、洋室（○印をつけて下さい）
3. 使用時間帯 午前、午後、夜間、（○印をつけて下さい）
4. 使用者連絡先

	氏 名	住 所	電 話 番 号
1	利用団体代表者		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

\*この書類は、町内会で一定期間保管しその後シュレッターにかけ処分致します。